

勝都市長の

お仕事百景

シリーズで勝都市長の仕事を紹介します



5/6 室根高原牧野で夏季放牧

大東町、千厩町、室根町にまたがる室根山。その山裾に広がる室根高原牧野で夏季放牧が始まりました。東日本大震災以後、放牧頭数も激減しましたが、今年は270頭の放牧が予定されていて、震災前のレベルまで回復しそうです。5月13日には須川牧野でも放牧が始まりました。



5/11 各種団体の総会に出席

建設業協会一関支部と一関東工業団地企業連絡協議会の総会に来賓として出席。各団体の日頃の地域貢献活動に対して感謝し、市政の最新の動向などを紹介。さらに、岩手国体の盛り上げや夏まつりへの参加協力などをお願いしました。総会後の交流会は貴重な情報交換の場となります。



1 コンビニで住民票の写しなどを取得できます

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアで住民票の写しなど各種証明書を取得できるサービスを6月9日(金)から開始します。
◇種類・手数料…①住民票の写し(本人および本人の同一世帯分)・300円②印鑑登録証明書(本人分)・300円③所得課税扶養証明書(本人分)・300円④戸籍の全部事項証明書と個人事項証明書(本市に住所と本籍があり、本人が現に在籍する現在戸籍)・450円⑤戸籍の附票の写し(本市に住所と本籍があり、本人が現に在籍する現在戸籍)・300円 *いずれも1通あたりの金額。市役所窓口での手数料と同じ

◇サービス稼働時間…①～③6:30～23:00 *12月29日～1月3日を除く
④⑤9:00～17:15 *④⑤⑥および12月29日～1月3日を除く
◇場所…セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、サークルKサンクス *店内にある専用端末を操作してください。暗証番号の入力が必要です
◇取得できる人…市に住民登録してマイナンバーカード(電子証明書が記録されたもの)を持っている人
☎本庁市民課 ☎ 8310

2 計量モニターを募集します

モニターは、店で購入した食品の表示量(重さ)が正確かどうかを調査します。謝礼は5,000円。7月29日(金)の説明会に出席が必要です。
◇期間…7月30日(土)～8月29日(日)
◇対象…市内に住む20歳以上で、食料品を市内の店舗で購入している人
◇定員…10人 *応募多数の場合は、居住地域などを考慮し決定します
◇申し込み…7月1日(金)までに下記へ
☎本庁商業観光課 ☎ 8412

3 計量器の定期検査を受けましょう

取引や証明に使用するはかりは、計量法で定期検査を受けることが義務付けられています。該当者は必ず検査を受けてください。
◇対象…▶商店の取引▶学校、幼稚園や保育園などの体重測定▶病院などの体重測定▶薬局などの薬の調剤に使用するはかりなど
◇その他…はかりと手数料を持参してください *手数料は種類により異なる

月	日	時間	場所
4	4	13:00～16:00	一関学習交流館
		9:00～12:00	市役所本庁北側車庫
5	5	13:00～16:00	千厩支所駐車場
		9:00～12:00	市総合体育館(ユードーム)駐車場
7	7	13:00～16:00	花泉支所駐車場
		9:00～12:00	藤沢市民センター黄海分館
8	8	9:00～12:00	藤沢スポーツプラザ
		13:00～16:00	東山支所駐車場
11	11	9:00～12:00	大東支所旧庁舎西側車庫
		13:00～16:00	千厩支所駐車場

月	日	時間	場所
12	12	9:00～12:00	大東支所旧庁舎西側車庫
		13:00～16:00	千厩支所駐車場
13	13	9:00～12:00	千厩支所駐車場
		13:00～16:00	室根支所大型車庫
14	14	9:00～12:00	室根支所大型車庫
		13:00～16:00	川崎農業環境改善センター
15	15	9:00～12:00	川崎農業環境改善センター
		13:00～16:00	藤沢市民センター黄海分館
20	20	13:00～16:00	藤沢市民センター黄海分館
		9:00～12:00	藤沢スポーツプラザ
21	21	9:00～12:00	藤沢スポーツプラザ
		9:00～12:00	東山支所駐車場

☎本庁商業観光課 ☎ 8412

INFORMATION

市農村地域活性化モデル支援事業

☎本庁農政課 ☎ 8421
伝統文化や風景を生かして都市農村交流や特産品開発に取り組む地域を支援します。支援期間は4年間です。
◇対象…市内に住所がある農家5戸以上で構成される任意組織など
◇補助金…上限120万円(総額)
◇採択団体…3団体
◇募集期間…6月1日(金)～30日(金)
【説明会】
◇日時…6月24日(金)19:00～21:00
◇場所…川崎市民センター
◇申し込み…6月20日(日)までに窓口または電話で

独身女性限定の結婚相談会

☎本庁いきがづくり課 ☎ 0820
市の「縁結び支援員」が結婚についての相談に応じます。完全予約制です。
◇日時・場所…①6月18日(土)10:00～12:00 / 13:00～15:00 一関文化センター ②6月19日(日)10:00～12:00 / 13:00～15:00 千厩支所
◇対象…結婚を希望する独身女性とその家族
◇申し込み…6月14日(金)までにいきがづくり課へ電話または電子メール(ikigai@city.ichinoseki.iwate.jp)で

【2次募集】市の奨学生を募集

☎市教育委員会教育総務課 ☎ 8823
経済的な理由で修学が困難な人に奨学金を貸与します。
◇申請資格…28年4月現在、高校以上に在学している人(大学院は除く)で、その保護者が市内に住民登録して3カ月以上経過している人
◇奨学金(月額)…①高校生・1万2,000円②高専生・2万円③大学生(短大、専修学校専門課程含む)など・4万5,000円
◇貸与期間…正規の修学期間内
◇決定通知…7月上旬に世帯の所得状況などを総合的に判断して文書で通知
◇貸与方法…毎月中旬に奨学生本人名義の預金口座に月額分を振り込み *初回だけ7月下旬に4～7月分
◇返還期間…貸与期間終了後、12カ月据え置きで毎月返還(無利息)
◇申し込み…6月15日(金)までに申請書を本庁教育総務課または各支所地域振興課へ *申請書は上記窓口またはホームページで取得可

ふるさと納税の控除限度額の引き上げ
都道府県や市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)の特例控除額の上限を、市・県民税の所得割額の10%から20%に引き上げました。
住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の適用期限を、平成31年6月30日まで1年6カ月延長しました。
公的年金からの特別徴収制度の見直し
この改正は28年10月1日以降に実施する特別徴収について適用します。

① 仮特別徴収税額の算定方法の見直し
年間の特別徴収税額の偏りを少なくするため、仮特別徴収税額が前年度の公的年金等の所得に係る税額の2分の1に相当する額に変更します。(下表のとおり)
② 転出や税額が変更された場合の特別徴収の継続
公的年金から特別徴収されている人が市外に転出した場合、転出した日の属する年度中は特別徴収を継続します。また、税額が変更された場合も特別徴収を継続します。 *毎年12月10日以前に税額が変更された場合に限る
☎本庁税務課 ☎ 8244
または各支所市民課

表 公的年金からの特別徴収税額の計算方法

徴収月	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌2月
現行	前年度分の本徴収額 ÷ 3			(年税額 - 仮徴収額) ÷ 3		
改正後	(前年度の公的年金等の所得に係る年税額 × 1/2) ÷ 3			(年税額 - 仮徴収額) ÷ 3		

万が一に備えて交通災害共済に加入しましょう

交通災害共済は「岩手県市町村総合事務組合」が実施する県民を対象とした共済制度です。道路上での自動車、バイクや自転車などの交通に伴う事故で入院、通院や死亡した場合に、見舞金を給付します。詳しくは問い合わせください。
◇共済期間…8月1日(日)～29年7月31日(日)
◇対象…県内に住所を有する人や就学・単身赴任などのため、県外に住所を移している人
◇共済掛金…年額1人400円
◇見舞金…【傷害】2万円～30万円【死亡または高度障害】110万円 *見舞金の請求は、事故のあった日から2年以内に手続きが必要
◇申し込み…9月30日(金)までに取扱金融機関窓口へ *10月1日(日)以降は本庁生活環境課または各支所市民課へ

☎本庁生活環境課 ☎ 8342

市営バスの料金改正などについて住民説明会を開催します

①市営バスと市単独補助路線などの料金改正②シルバー乗車制度の終了(大東地域)③復路通院助成制度の終了(東山地域)について説明会を開きます。申し込みは不要です。

月	日	時間	場所	
6	28	14:00～15:00	一関市民センター	
		19:00～20:00		
7	30	13:00～14:00	花泉支所	
		19:00～20:00		
7	5	14:00～15:00	大原市民センター	
		19:00～20:00		
7	7	14:00～15:00	千厩市民センター	
		19:00～20:00		
		14:00～15:00		東山地域交流センター
		19:00～20:00		
7	14	14:00～15:00	室根曲るくふれあいセンター	
		19:00～20:00		
		19:00～20:00		藤沢市民センター
7	21	19:00～20:00	川崎市民センター	

☎本庁まちづくり推進課 ☎ 8671

放射線に関する

Q&A

Q.「追加被ばく線量年間1ミリシーベルト」について教えて?

A. 市は、国の方針を踏まえ、市民が日常生活から受ける追加被ばく線量について年間1ミリシーベルト(mSv)以下を目標にしています。追加被ばく線量は、空間線量率の測定で確認が可能。追加被ばく線量年間1mSvは、1時間当たりの空間線量率に換算すると、毎時0.23マイクロシーベルト(μSv/h)になります。

0.23 μSv/hは、年間追加被ばく線量を1mSvにするための指標となる空間線量率0.19 μSv/hに、大地からの自然放射線0.04 μSv/hを加えた数値です。 *1日のうち屋外で8時間、屋内(遮蔽効果0.4倍の木造家屋)で16時間の生活パターンを想定した場合

【参考文献】追加被ばく線量年間1ミリシーベルトの考え方(環境省)

☎本庁放射線対策室 ☎ 8331